



2023年4月25日

各位

会社名 株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター
代表者名 代表取締役社長 陣 隆浩
(コード番号：5025 東証グロース)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 河村隆博
(TEL：03-5339-0950)

監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件に関するお知らせ

当社は、2023年4月25日開催の取締役会において、監査等委員である取締役に対するストック・オプションの報酬額及び内容を決定することの承認を求める議案を、2023年5月30日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、ストック・オプションの導入は、2023年4月25日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ」とおり、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

記

当社監査等委員である取締役に対し、ストック・オプションとして付与する新株予約権に関する内容を、次に掲げるとおり決定することといたしたいと存じます。

1. 付議の理由及び当該報酬を相当とする理由

株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社監査等委員である取締役（以下あわせて「対象役員」という。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額の上限、発行される当社の新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象役員への新株予約権の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社における対象役員の貢献度その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

2. スtock・オプションとしての新株予約権に関する取締役の報酬等の額

当社の監査役の報酬は、年額50,000千円以内にご承認いただき、今日に至っております。本株主総会において監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員である取締役の報酬等の額の設定についても付議させていただく予定ですが、これとは別枠で、対象役員に対するストック・オプションとし

ての新株予約権に関する報酬等の額を、監査等委員である取締役につき年額5,000千円以内として設定したく、ご承認をお願いするものであります。

対象役員の報酬等として付与する新株予約権の具体的な付与時期及び割当数は、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）ですが、本株主総会に付議させていただき予定の、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

対象役員に割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の監査等委員である取締役

(2) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に当社の監査等委員である取締役に割り当てる新株予約権の数は、監査等委員である取締役につき25個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額または割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

(7) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当決議日から2年を経過した日より8年間の範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役（監査等委員である取締役含む。）、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（8）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) その他

新株予約権に関するその他の事項については、今後開催される当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、対象役員のほか、当社の一部の使用人に対しても、対象役員に対するものと同様の新株予約権を付与する予定です。